

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（法務省）

制 度 名	電子申請利用促進のための不動産登記及び商業登記の登録免許税に係る控除措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>不動産登記及び商業登記について、オンラインによる登記申請の利用促進を図るため、当該登記の際に納付すべき登録免許税のうち一定の額を控除する措置（租税特別措置法第 84 条の 5）を 2 年間延長する。</p>		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	一 百万円 （▲2,000 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 オンライン利用の促進については、これまで「IT新改革戦略」（平成 18 年 1 月 9 日 IT 戦略本部決定）及び「オンライン利用拡大行動計画」（平成 20 年 9 月 12 日 IT 戦略本部決定）に基づき、政府が一体となり取り組んできたところであるが、「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 11 日 IT 戦略本部決定）においては、原則すべての行政手続をオンライン化するとの従来の考え方を改め、「費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画を 2010 年度中にとりまとめる」こととされており、具体的には、申請件数が少ない手続についてオンライン申請を停止する一方で、国民に身近で申請件数が多い手続について重点的に利用促進を図る方向で検討されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、国民にとって身近で利用件数の多い登記手続におけるオンライン利用を一層加速させることにより、行政手続のオンライン化による国民の利便性の向上や行政の効率化を図ろうとするものである。</p> <p>(2) 施策の必要性 平成 20 年 1 月からの税制上の優遇措置（平成 21 年度税制措置により 1 年 3 月間延長）により、不動産登記及び商業登記のオンライン申請は、着実に増加しており、特に、平成 22 年 1 月からは、不動産の表示に関する登記のオンライン利用率が飛躍的に上昇しているものの、平成 22 年 6 月における不動産登記のオンライン利用率は 22.32%、商業登記のオンライン利用率は 30.31%にとどまっている。</p> <p>このような状況にある中で、平成 23 年 2 月からは、操作性の大幅な向上を図った新たなオンライン申請システム（登記・供託オンライン申請システム）の運用を開始することとしており、同システムの導入に合わせて利用時間の延長を図るなど、これまで以上に利用者の利便性の向上に資する方策を講ずることとしている。</p> <p>以上のとおり、不動産登記及び商業登記のオンライン利用の更なる促進を図るためには、制度面を含め、利用者のニーズに応じた方策を講じる必要があるが、当面は、平成 23 年 2 月から運用が開始される新たなオンライン申請システム（登記・供託オンライン申請システム）の定着を図る必要があり、これが実現されることにより、オンライン利用の促進を期待することができるため、引き続き、税制上の優遇措置の延長を要望する。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	なし
		政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 「オンライン利用拡大行動計画」において決定された「平成25年度末の登記のオンライン利用率の目標値71%」の達成 「新たな情報通信技術戦略」において「2010年度中にとりまとめる」こととされているオンライン利用に関する計画において示される登記のオンライン利用に係る目標の達成（具体的な数値目標については内閣官房において検討中）
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成23年4月1日から平成25年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 「オンライン利用拡大行動計画」において決定された「平成24年度末の登記のオンライン利用率の目標値63%」の達成 「新たな情報通信技術戦略」において「2010年度中にとりまとめる」こととされているオンライン利用に関する計画において示される登記のオンライン利用に係る目標の達成（具体的な数値目標については内閣官房において検討中）
		政策目標の達成状況	<p>オンライン利用率（登記関係5手続）</p> <p>平成20年度 目標値 37% 実績値 47.19%</p> <p>平成21年度 目標値 42% 実績値 54.84%</p>
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	<p>○不動産登記</p> <p>平成23年度 1,969,455件 平成24年度 2,124,547件</p> <p>○商業登記</p> <p>平成23年度 47,040件 平成24年度 47,470件</p> <p>「オンライン利用拡大行動計画」における目標値による</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	不動産の取得等に際して必要となる登記の場面に着目して、国民が負担すべき税額を控除するものであり、有効性がある。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>なし</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>登録免許税の控除措置を2年間延長することにより、不動産登記及び商業登記のオンライン利用が更に促進され、オンライン化による利用者の利便性の向上や行政事務の効率化を期待することができる。 また、個別に補助金申請をする仕組みとするよりも、登記の場面で負担すべき税額を軽減することの方が国民・行政双方の立場から見て効率的であり、相当性がある。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○平成19年度（平成20年1月から3月まで） 租税特別措置法第84条の5 第1号（不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記） 91,523件 第2号（株式会社その他政令で定める法人の設立の登記） 5,059件 ○平成20年度 租税特別措置法第84条の5 第1号（不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記） 748,523件 第2号（株式会社その他政令で定める法人の設立の登記） 31,897件 ○平成21年度 租税特別措置法第84条の5 第1号（不動産の所有権の保存若しくは移転の登記又は抵当権の設定の登記） 998,756件 第2号（株式会社その他政令で定める法人の設立の登記） 36,153件</p>
		<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>不動産の取得等に際して必要となる登記の場面に着目して、国民が負担すべき税額を控除するものであり、有効性がある。</p>
		<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「IT新改革戦略」において決定された「平成22年度までにオンライン利用率50%以上」の目標達成 「オンライン利用拡大行動計画」において決定された「平成25年度末の登記のオンライン利用率の目標値71%」の目標達成
		<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成25年度の目標達成に向けて取組中 【参考】 平成22年6月のオンライン利用率 不動産登記 22.32% 商業登記 30.31%</p>
	<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成19年度税制改正要望において要望し、平成20年1月1日から平成21年12月31日までの間、登録免許税の控除措置（租税特別措置法第84条の5）が採られていた。 また、当該措置は、平成21年度税制改正要望において延長要望をし、平成23年3月31日まで当該措置は延長されている。</p>